

平成21年10月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 松本昌邦  
平成20年(仮)第347号 損害賠償等請求控訴事件  
(原審・東京地方裁判所平成19年(仮)第413号)

平成21年8月5日口頭弁論終結

判	決	
控訴人	人	別紙控訴人目録記載のとおり
控訴人ら訴訟代理人弁護士	工藤	勇治
同	川上	詩朗
同	岩崎	泰一

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人	国	
代表者 法務大臣	千葉	景子
指定代理人	島名	亨卓
同	増田	勝義
同	高野	紀子
同	鳥山	佳則
同	和田	康志

### 主文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

### 事実及び理由

#### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人らと被控訴人との間で、控訴人らに海外委託による歯科技工が禁止されることにより歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があることを確認する。

3 被控訴人は、控訴人らに対し、各自10万円及びこれに対する平成19年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

1 本件事案の概要は、後記2のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 2 控訴人らの当審における追加主張

#### (1) 本件確認の訴えの適法性について

ア 個々の歯科技工士は、被控訴人から免許が与えられることにより、歯科技工士としての資格（地位）が認められている（歯科技工士法3条、6条、7条）。歯科技工士法17条1項は、このようにして歯科技工士資格を付与された歯科技工士に対し、歯科技工業務を独占的に行うことができる地位を保障しているのであって、その目的は、粗悪な補てつ物等が作成されることを防止し、国民の健康な生活（憲法25条1項）を実現するため、国民の健康と安全を守ることにある（歯科技工士法1条、歯科医師法1条）。

ところが、歯科技工の海外委託に関しては、無資格者による歯科技工、指示書によらない歯科技工、公衆衛生上のチェックができない歯科技工所における歯科技工が行われ、安全性がチェックできない歯科材料が使用されるなど種々の問題が生じている。このような歯科技工の海外委託の実態等に照らすならば、上記目的を現実に実現するためには、単に制度として歯科技工士の業務独占を保障するだけでなく、個々の歯科技工士に対して、歯科技工業務を独占的に行うことができる利益を保障することが不可欠である。

以上によれば、歯科技工士は、歯科技工士法17条、1条、歯科医師法1条に基づき、歯科技工業務を独占的に行うことができる利益を保障されており、それは個々の歯科技工士に認められた具体的な法律上の利益とい

うべきである。

イ そして、被控訴人の作為、不作為により、違法な歯科技工の海外委託が誘発、促進されているという実態があり、このことが上記アの控訴人ら個々の歯科技工士に保障されている歯科技工業務を独占的に行う利益に対し、脅威を及ぼしているところ、「海外委託による歯科技工が禁止されることにより控訴人らの歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があること」が確認されるならば、被控訴人が違法な歯科技工の海外委託を禁止する等適切な指導等を行うことが期待できるし、それにより歯科技工業務の独占的地位への脅威が解消され、控訴人ら個々の歯科技工士の地位が確保されることになる。したがって、本件確認の訴えは、法律上の争訟に当たり、確認の利益もあるというべきである。

## (2) 本件賠償請求について

ア 上記(1)アのとおり、歯科技工業務の独占的地位は、個々の歯科技工士に保障された具体的な法律上の利益である。したがって、このような個々の歯科技工士の歯科技工業務の独占的地位を脅かすおそれのある場合には、被控訴人は、その違反の有無を調査し、同地位を脅かすことのないように指導等を行うべき義務を個々の歯科技工士に対して負っているというべきところ、被控訴人は同義務の履行を怠った。

イ 被控訴人の具体的な義務違反（作為又は不作為）は、原審で主張した海外委託問題を調査し実態を把握すべき義務違反、海外での歯科技工を規制すべき義務違反、平等原則（憲法14条）の指導違反のほか、次のものがある。

(ア) 本件訴訟提起後、厚生労働省の委託の下に実施された「歯科補綴物の多国間流通に関する調査研究」（甲52）は、不十分な調査（中国及び東南アジアの中小の技工所ではなく中国の輸出型大規模技工所を調査している）に基づくものであり、その内容も、a 海外技工委託は少なく、減

少傾向にある、 b 本件通達（甲 1）は海外技工物を抑制する効果を持った、 c 海外技工物はおおむね問題がない、 d 金属、 材料に有害物質が混入することはない、 e 中国の技工体制（大規模輸出型技工所）は使用材料、 技工士、 施設など良く管理されており高効率、 高品質である、 f 海外技工流通は世界の主流でありインフラとして定着している、 g 日本の歯科技工や国内技工のあり方は世界的に特殊であり、 今後の新たな海外からの技術の導入等で共存できるよう調整が必要である、 とするなど、 それ自体誤ったものであるのみならず、 かえって、 海外技工を絶賛しており、 国民の健康と安全を守るという視点及び国内の医療体制を守り発展させるという視点からみると問題の多いものである。 すなわち、 同調査は、 安全を巡っての十分な視点や考察が欠如しており、 歯科技工を医療の一環としてではなく単なる物としてしか見ず、 歯科医療チームのパートナーとしての歯科技工士の役割を全く認識していない。 また、 国家資格を認定している当事者としての自覚と責任が全くない。

(イ) 歯科技工士法 26 条は、 ①歯科医師又は歯科技工士である旨、 ②歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名、 ③歯科技工所の名称、 電話番号及び所在の場所を表示する事項、 ④その他都道府県知事の許可を受けた事項を除く広告を禁止している。 にもかかわらず、 歯科技工の海外委託を仲介斡旋する業者らは、 同条で定められた事項以外のことについても広告をしている。

被控訴人は、 歯科技工の海外委託を仲介斡旋する業者らの広告制限違反（歯科技工士法 26 条違反）の事実を知り、 あるいは容易に知り得たにもかかわらず、 これら業者への指導等を行っていない。 そのことにより、 個々の歯科技工業務の独占的地位が脅かされるに至ったのであるから、 被控訴人の不作為には違法性が認められる。

なお、 これら広告には、 本件通達をもって「国が歯科技工海外発注を

認めた」としているものもあり、本件通達が、歯科技工の海外委託を誘発、促進していることが明らかである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの本件確認の訴えは不適法であり、本件賠償請求は理由がないものと判断する。

その理由は、後記2のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人らの当審における追加主張について

(1) 本件確認の訴えについて

控訴人らは、歯科技工士は、歯科技工士法17条、1条、歯科医師法1条に基づき、歯科技工業務を独占的に行うことができる利益を保障されており、それは個々の歯科技工士に認められた具体的な法律上の利益である旨主張する。

しかしながら、歯科技工士法が歯科技工の業務の主体を歯科医師及び免許を受けた歯科技工士に限定する業務独占の規制を設けたのは、「歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もって歯科医療の普及及び向上に寄与する（同法1条）」という一般的公益としての公衆衛生の保持を目的とするものであって、個々の歯科技工士に対し、具体的な法律上の利益として、歯科技工業務を独占的に行う利益を保障したものとはいえないことは、原判決が詳細に説示しているとおり（原判決16頁9行目から18頁19行目まで）である。また、歯科医師について、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することをその任務として定めている歯科医師法1条の規定を根拠に、歯科技工業務の独占が法律上の利益として保障されていると解することができないことは明らかである。

そうすると、「控訴人らに海外委託による歯科技工が禁止されることによ

り歯科技工士としての地位が保全されるべき権利があることの確認を求める」という本件確認の訴えは、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争を前提とするものとはいえないから、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」にあたらず、また、確認の利益も欠く不適法なものといわざるを得ない。

(2) 本件賠償請求について

歯科技工士法及び歯科医師法が歯科技工士に対して歯科技工業務を独占的に行うことができる利益を、具体的な法律上の利益として保障したものとはいえないことは、上記(1)のとおりであるから、かかる具体的な利益があることを前提とする本件賠償請求は理由がない。

3 以上によれば、控訴人らの本件確認の訴えは不適法であるから却下すべきであり、本件賠償請求は理由がないから棄却すべきであって、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件各控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 倉 吉 敬

裁判官 山 本 博

裁判官 小 林 元 二